

町有車両売払いによる一般競争入札実施要領

平成29年11月20日（月）に津別町が行う町有車両売払いの一般競争入札に参加される方は、次の事項をご承知のうえ、入札に参加願います。

（入札の件名）

1 件名は下記のとおりとします。

「語学指導助手車（北見500ち2835）売り払い」

（売払い物件）

2 売払い物件

語学指導助手車

種 類：小型乗用車両 5人乗り

年 式：平成18年式

車 名：トヨタ（イスト）

型 式：CBA-NCP65

登録番号：北見500ち2835

走行距離：173,703Km

車 検：平成31年3月16日

自 賠 責：平成31年4月13日

そ の 他：冬タイヤ有り、運転席側パワーウィンド集中操作スイッチ故障（各ドアのスイッチでパワーウィンドは操作可能）

（入札方法）

3 一般競争入札とします。入札参加者は、直接入札に参加していただき、執行いたしますので、郵送による入札はしないこととします。

（入札執行日時及び場所）

4 平成29年11月20日（月）午前9時

津別町字幸町41 津別町役場 議会議事堂 1階 町民懇談室

（入札物件の縦覧）

5 入札物件の縦覧は、事前に申込みの上、次の日時において行ないます。

平成29年11月16日（木）及び17日（金）の午前9時から午後3時までの間

津別町字幸町41 津別町役場 議会議事堂前 駐車場

（入札に参加できない者）

6 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者

②津別町特別職及び津別町職員（配偶者及び一親等内の親族を含む。）

（入札保証金）

7 入札参加者に対する入札保証金は免除とします。

（入札書式）

8 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印の上、「別紙」の要領による封筒に入れて提出してください。

- 9 入札は、代理人に行わせることができます。この場合、委任状を入札書と一緒に封筒に入れて提出してください。ただし、1人の入札者に対して1人の代理人であること。
- 10 入札に必要とする入札書、委任状は入札参加者の申し出に応じて別に渡します。
(入札金額の表示)
- 11 入札金額は、物件の価格の総額を表示してください。
(入札書の変更及び取り消しの禁止)
- 12 入札者は、一度提出した入札書の変更又は取り消しをすることはできません。もし、提出前に金額以外の誤記又は脱字を訂正、加除する時は、その箇所に押印をしてください。
(開札)
- 13 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行います。
(入札の無効)
- 14 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- ①入札に参加する資格のない者が提出した入札
 - ②同じ物件に2以上の入札書を提出した者の入札で、その前後を判明できないもの又は最初の入札以外のもの
 - ③他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札
 - ④入札書の金額を修正した入札
 - ⑤入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名、押印の無い入札
 - ⑥公序良俗に反する行動をとるなど明らかに入札参加者に相応しくないことが判明した者の入札
 - ⑦前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反した者の入札
- (落札の決定)
- 15 落札者は町が定めた売り払い最低価格以上の価格で入札し、かつ、最高の価格をもって入札した者とします。
- 16 落札となるべき価格が2人以上いる場合は、地方自治法施行令第167条の9に基づきくじ引きにより決定する。
(入札結果の通知)
- 17 入札の結果は、開札時に落札者がある場合、落札金額及び落札者氏名をその場で公表します。
(契約金額)
- 18 契約金額は、落札金額に消費税等の額とし8%を加算した額とします。ただし、金額に小数点以下の端数が生じた場合は、切り捨てとします。
(契約の締結)
- 19 落札者は、平成29年11月22日(水)までに町が別に定める契約書により契約を締結しなければなりません。
(契約の確定)
- 20 契約は、町が落札者ととも契約書に記名押印した時に確定します。
(契約保証金)
- 21 契約保証金は、免除とします。
(契約の不履行)
- 22 売払人が認めることができず、買受人が一方的に契約を履行しない場合は、契約違反

金として落札金額の100分の50を町の指示する方法により納付していただきます。契約違反金額に小数点以下の端数が生じた場合は、切り捨てとします。

(契約金の支払)

23 契約金は町の発行する納入通知書により、指定する期日までに支払いをしていただきます。指定する納入期限を平成29年11月27日(月)とします。

(所有権の移転等)

24 物品に係る所有権の移転等に関する一切の行為手続きは、物品引渡し後、買受人の責任において速やかに行なうものとします。ただし、然るべき事由により所有権の移転等の手続きができなく、そのことを町が認める場合は、この限りではありません。

(物品の保管、管理等)

25 所有権の移転等がされない場合にあっても、引渡し後の当該物品の保管、管理等に関する一切の責任は買受人が負うものであります。決して、不法投棄等しないようにして下さい。

(その他)

26 契約書の貼付する収入印紙などの契約締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担とします。

27 物品引渡し後、車体に表示してある町章及び町名等を判別できる売払人が指定するマーク、文字等は、買受人の責任において削除していただきます。

28 物品は現況形状のままの売り渡しを行い、町は隠れた「瑕疵」又は引渡し後に生じた損傷等に対して責任を負わないものであります。

29 この要領に定めのない事項については、津別町財務規則及びその他の関係法令の定めるところによります

別紙

入札書封印の要領

- 1 封筒は、縦長の普通のもので下記内容をペン又はボールペン等の消えない筆記用具で記入してください。
- 2 入札書の印はシャチハタ印を使用しないでください。
- 3 封筒の中には「入札書」、代理人の場合は「委任状」も同封してください。

語学指導助手車（北見500ち2835）

語学指導助手車
北見500ち2835）売払い

入札書在中

入札者
住所
氏名